

平成26年（ワ）第11499号 損害賠償請求事件

原告 大野佳奈子

被告 医療法人高寿会 外1名

原告準備書面（12）

平成28年7月27日

大阪地方裁判所 第22民事部合議1係御中

原告訴訟代理人

弁護士 高橋典明

弁護士 上出恭子

弁護士 和田香

第★ 被告高寿会の求釈明に対して

1 本件における予見可能性

（1）予見可能性の対象

被告高寿会は、安全配慮義務の前提となる予見可能性について、被告高寿会が本件で具体的予見可能性を有していたという点につき原告に主張の補充を求めるため、以下に被告高寿会が具体的予見可能性を有していたことについて主張する。

まず、被告高寿会は、本件の予見可能性の対象を亡輝民の死亡であるかのように主張するが、誤りである。

亡輝民が発病したうつ病は、「抑うつ、制止等の症状から成る情動性精神障害であり、うつ状態は、主観面では気分の抑うつ、意欲低下等を、客観面ではうち沈んだ表情、自律神経症状等を特徴とする状態像である。うつ病に

り患した者は、健康な者と比較して自殺を図ることが多く、うつ病が悪化し、又は軽快する際や、目標達成により急激に負担が軽減された状態の下で、自殺に及びやすいとされる。長期の慢性的疲労、睡眠不足、いわゆるストレス等によって、抑うつ状態が生じ、反応性うつ病に罹患することがあるのは、神経医学界において広く知られている。」（電通事件平成12年3月24日最高裁判所第2小法廷判決）。

このように、長期の慢性的疲労、睡眠不足、いわゆるストレス等によって、抑うつ状態が生じ反応性うつ病に罹患すること、及びうつ病に罹患すると、その症状として健康な者と比較して自殺を図ることが多いことは医学的にも、また裁判所における法的判断の場面でも当然の前提となっている。このことは、原告準備書面（10）において、睡眠不足が精神疾患の発病を引き起こすことにつき、厚生労働省平成15年度委託研究報告（甲39）、平成19年度労働安全衛生総合研究事業研究報告（甲40）等の医学的知見に基づいて（原告準備書面（10）10～11頁）、出来事による心理的負荷の強度について認定基準（甲41）に基づいて主張したとおりである。

つまり、長期の慢性的疲労、睡眠不足、いわゆるストレス等が蓄積すると、人は精神障害を発病して自殺に至り得るということは、医学的にも、また裁判所における法的判断の場面においても相当因果関係が認められているのである。

したがって、本件における予見の対象は、「精神障害を発症させ得る過重な負荷を伴う実習」であり（原告準備書面8記載のとおり。）、「過重な負荷」の具体的内容としては、「長期の慢性疲労、睡眠不足、いわゆるストレス等」（上記電通最高裁判決参照、下線部は原告代理人による。以下同じ。）である。

（2）うつ病等精神障害に罹患するとその病態として自殺企図が生じること

ここで、上記で述べた、うつ病等精神障害に罹患した患者が病気の症状と

して自殺を企図しやすいことについて、医学的知見から補充する。

ア 認定基準（甲４１・１０頁）

認定基準は、自殺について、ICD-10のF0からF4に分類される精神障害を発病したと認められる者が自殺を図った場合には、精神障害によって正常な認識、行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥ったものと推定し、業務起因性を認めている。

ちなみに、ICD-10のF0からF4に分類される精神障害は、以下のとおりであり、うつ病はF3の気分（感情）障害に分類されている。

F0 症状性を含む器質性精神障害

F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害

F2 統合失調症，統合失調症型障害及び妄想性障害

F3 気分[感情]障害

F4 神経症性障害，ストレス関連障害及び身体表現性障害

イ 厚生労働省HP「みんなのメンタルヘルス」（甲４３）

「自殺既遂者に対する調査からは、うつ病等の気分障害が特に重要な自殺の要因であることが明らかになり、厚生労働省における自殺対策においても、その中核になっているのはうつ病対策」とされている。

これによると、自殺既遂者のうち35.8%が気分障害、すなわちICD-10でいうところのF3（うつ病が分類されている）である。

ウ『現代臨床精神医学』（甲４４・３７３頁）

「精神病による自殺は、うつ病と統合失調症に多いが、うつ病者の自殺率は約15%といわれている。うつ病者の自殺企図は、うつ状態が最重期の時期よりも、最重期になる前の時期や回復期に多い。」

エ『うつ病をなおす』（甲４５・５１～５２頁）

「悲観的な考えから脱け出せない」

「当然ながら、悲観的で後ろ向き、悪い事態のみが視野に入る。うつ病者にとっては世界は何の希望もなく、未来に何の展望もなく、自分には何の自信もない。

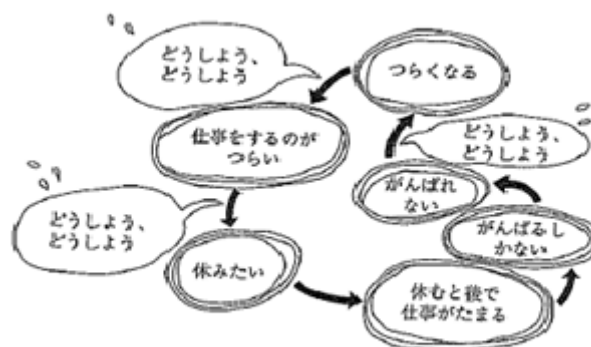


図1 うつ病的「ぐるぐる思考」の例

まことに暗澹たる考えのみ、頭の中をぐるぐる回る。「ぐるぐる」と書いたが、これはうつ病者の考えをわりとうまく言い表した表現である。図1に単純化した例を示したが、円環状に考えが回って、そこから抜け出せないのが特有のパターンである。」「この円環から抜け出す方法として、うつ病者がしばしば思い至るのは「自殺」である。」

オ『精神医学ハンドブック』（甲46・84頁）

「あるいは毎日が味気なく、生きていてもつまらない、死んだ方がまだ、死んだほうがよい、死にたい、と気持ち（自殺念慮）がすすんで、一日中死ぬ方法ばかり考え、ついにはそれを実行することがある（自殺企図）。とくに、早期および回復期には、その危険が大きい。」

(3) 被告高寿会自身も実習中の学生のメンタルヘルス対策として「学生がストレスを惹起したり蓄積したりすること」を防ぐことが必要であることを認識している

被告高寿会は、「診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とする」医療法人である。

実際、被告高寿会は、近畿リハビリテーション学院を経営しているだけではなく、内科、外科、整形外科を診療内容とする診療所を経営し、訪問介護やデイサービスなどの事業所を多数展開している。

従って、被告高寿会は、長期の慢性的疲労、睡眠不足、いわゆるストレス

等が蓄積すると、人は精神障害を発病して自殺に至り得るという神経医学界において当然とされている事項について把握し、または容易に把握し得る立場にあった。また、被告高寿会は、労働者を雇用する使用者でもあり、既に周知されている認定基準の内容についても当然に把握し、または容易に把握し得る立場にあった。

実際、被告高寿会は、特に夜間部の学生が臨床総合実習中に長期の慢性的疲労、睡眠不足、いわゆるストレス等が蓄積することで、精神障害を発病して自殺に至り得るということについて把握していた。

そのため、被告高寿会は、同被告作成の平成26年7月22日付「Ⅱ部3年生 メンタルヘルスの問題発生を防止するためのゼロ対策」(甲47の2・12頁)において、下記のとおり実習における被告高寿会の責任を述べ、学生の実習中のメンタルヘルス対策として、「学生がストレスを惹起したり蓄積したりすることがないように」にすることが必要であることを自ら述べている。

記

－臨床総合実習における教務の役割と責任－

・・・自殺や行方不明などの危険な問題は、そのほとんどが臨床総合実習において起こります。従って、当然ながら本学院では、実習におけるメンタルヘルスの対策が最優先課題と位置づけています。学生がストレスを惹起したり蓄積したりすることのないように、その兆候に気がつけば早期発見・早期対応により問題発生をゼロに結びつけたいと思います。そこで、学院および担当教員は、下記のゼロ対策に対して真剣に取り組み、学生が安全で安心のできる実習が遂行できるように努力しなければなりません。そして万が一、重大な問題が発生した場合は、その責任は学生側ではなく教員側にあることを念頭に置く必要があると思います。

(4) 被告高寿会において予見可能性が存在したこと

以上のとおり、被告高寿会は医療法人であり、認定基準などの労働者を雇

用する事業主として当然把握しておくべき一般的な事項、及び長期の慢性的疲労、睡眠不足、いわゆるストレス等が蓄積すると、人は精神障害を発病して自殺に至り得るといふ神経医学界において当然とされている事項について把握し、または容易に把握し得る立場にあった。

実際、被告高寿会は、学生のメンタルヘルスのために、実習中「学生がストレスを惹起したり蓄積したりすることのないように」する必要があることを自ら認識している（甲47の2・47頁）。

従って、被告高寿会は、特に夜間部の学生が臨床総合実習中に長期の慢性的疲労、睡眠不足、いわゆるストレス等が蓄積することで、精神障害を発病して自殺に至り得るといふことについて予見可能性を有していた。

2 被告高寿会自身が大阪府に報告した自らの安全配慮義務の内容に関する文書から、被告高寿会が予見可能性を有していたことがわかる

(1) 被告高寿会が理学療法士の養成機関を管轄していた厚生労働省近畿厚生局に提出した資料の存在（甲47の1・2）

ア 資料について

原告が大阪府に対し、平成27年度に大阪府が実施した近畿リハビリテーション学院に対する指導調査において、近畿リハビリテーション学院が大阪府に提出した資料の公開を請求したところ、部分公開決定がなされ（甲47の1）、資料が提供された（甲47の2）。

これは、被告高寿会が近畿リハビリテーション学院における学生のメンタルヘルスケアについて、被告高寿会自身の安全配慮義務の内容とその履行に関して、当時理学療法士の養成機関の監督機関であった厚生労働省近畿厚生局に提出した資料及び大阪府に提出した資料である。

なお、現在、理学療法士の養成機関の監督機関は大阪府である。

イ 資料に記載された内容は亡輝民の死亡前から被告高寿会において把握

し、対応を要することを認識していた事項である

当該資料には、亡輝民の死亡後に作成された文書も多く含まれているが、その内容は、亡輝民に限らず近畿リハビリテーション学院における学生の全体的な傾向と実習中の問題の発生（例えば、夜間部の学生の臨床総合実習中に学生がメンタル不全を起こしやすいなど）を受けて、被告高寿会が自らの安全配慮義務の内容を明確にし、それに対する対策を講じていることを大阪府に報告するために作成されたものである。

また、被告高寿会では、平成20年9月に夜間部の生徒が臨床総合実習中にスーパーバイザーとのトラブルを苦にして自殺したケースがあり、被告高寿会の安全配慮義務違反を問う訴訟が提起され、亡輝民が近畿リハビリテーション学院に在籍していた間、訴訟が係属中であつた。さらに、被告高寿会は、亡輝民が死亡した前年の臨床総合実習中に失踪して実習の単位が取得できず留年した経緯があることも把握していた。

従って、作成日が亡輝民の死亡後であっても、記載された内容は、被告高寿会において亡輝民の死亡前から把握し、対策を講じたり、対策を講じる準備をしていた内容である。

(2) 被告高寿会は臨床総合実習中に特に夜間の学生においてメンタル不全が生じやすいことを把握していた

ア 被告高寿会作成「臨床実習（主にⅡ－3）に関わる危機と実習担当教員の責務」（甲47の2・47頁）において被告高寿会が予見可能性を有していたことが明らかである。

被告高寿会は、表記の題名の文書を作成し、教員等に配布している。

当該文書には、下記の記述があり、被告高寿会が2－Ⅲ、すなわち夜間部の3年生の臨床総合実習において特にメンタル不全が生じやすいこと、そのため、学生がストレスを惹起したり蓄積したりすることがないように配慮する必要があること、学力と課題等過負荷の問題と精神的脆弱の問題

とパワハラ等の問題について調整することが実習担当教員の「責務」であること、及び具体的な配慮内容として学生との間では「実習状況の把握と信頼関係の構築」のため、①実習前面談、②実習健康日誌、③週1回の面談、④定期的電話とメールその他を、スーパーバイザー側とは「実習状況の把握と信頼関係の構築」のため、①日頃の信頼関係、②実習地訪問、③電話、その他を行い、「問題発生を予防し、ゼロ対策を徹底することが実習担当教員の責務」であることを改めて所属する教員等に周知徹底しているものである。

記

学生の危機

1、Ⅱ－3の学生自身のリスク

- 1) 年齢が高く、今回が最後の機会であるかのようなプレッシャーがある。
- 2) これまでの社会人・職業人としての適応性に問題がある。
- 3) 保護者からの期待が大きく、「やる気」が起こらないと異を唱えることができない。
- 4) 学費の工面に苦労している。
- 5) 性格的な問題（コミュニケーションが苦手、暗くて存在感がない）がある。
- 6) 精神的問題があるにも関わらず内緒にしている。

2、Ⅱ－3の臨床実習のリスク

- 1) 学力の問題に比べて課題等過負荷の問題がかなりある。
- 2) 精神的脆弱の問題に比べてパワハラ等の問題がかなりある。
- 3) 実習担当教員の「役割と責任の15カ条遵守」および「安全配慮義務」に問題がある。

イ 被告高寿会作成「Ⅱ部3年生 メンタルヘルスの問題発生を防止するた

めのゼロ対策」(甲47の2・12頁)

近畿リハビリテーション学院では、「問題発生ゼロ対策委員会」という組織をつくり、平成26年7月22日付で下記のように報告を行っている。すなわち、被告高寿会は、臨床総合実習において学生がストレスを惹起したり蓄積しうること、その対策を講じる必要があることを認識していた

記

一臨床総合実習における教務の役割と責任一

・・・自殺や行方不明などの危険な問題は、そのほとんどが臨床総合実習において起こります。従って、当然ながら本学院では、実習におけるメンタルヘルスの対策が最優先課題と位置づけています。学生がストレスを惹起したり蓄積したりすることのないように、その兆候に気がつけば早期発見・早期対応により問題発生をゼロに結びつけたいと思います。そこで、学院および担当教員は、下記のゼロ対策に対して真剣に取り組み、学生が安全で安心のできる実習が遂行できるように努力しなければなりません。そして万が一、重大な問題が発生した場合は、その責任は学生側ではなく教員側にあることを念頭に置く必要があると思います。

メンタルヘルスの問題発生を防止するためのゼロ対策

1) 問題発生に関わるゼロ対策(全学生が対象)

①パワーハラの問題に対して

パワーハラと判断される前兆があれば、実習を中断し、別の実習地を検討する。

②学力不足の問題に対して

実習レベルを学生の学力に合わせるように実習地に依頼する。

③メンタルヘルスの潜在的病的状態に対して(特に、健康チェック、ストレスチェックなどから判断する)

実習の実施状況を1週間毎に区切り、実習の今後について判断をする。

この際、実習指導者、学生、担当教員、担任または必要であれば保護者、学院が参加する。

④実習の合否の不安問題に対して（特に、夜間学生において）

学生のために色々検討した臨床実習地は当然適合していると判断できるので、学生が臨床実習の経過中に実習を拒否しない限り、実習後の症例発表により合格とする。

⑤その他

2) 潜在的病的状態に関わるゼロ対策（問題学生が対象）

①現在診療中の学生に対して

学生と保護者は主治医の診断書と意見書を提出する。その後、学生ならびに保護者との面談対応の結果、実習の可否を判断する。さらに、臨床実習が可能であれば、主治医、教員、スーパーバイザー、保護者などが連携して学生をサポートする体制を構築する。

②過去に診療した学生に対して

学生の問題ないように対する経過記録用紙を提出する。また、学生ならびに保護者との面談対応の結果、必要があれば診断書や意見書を提出する。さらに、臨床実習が可能であれば、上記の要領に従う。

(3) 被告高寿会は「安全配慮義務の不履行に関わるリスクの4段階」と題する書類を作成し、学生が精神疾患を発病・失踪した場合及び自死した場合に「法的に問われる者は安全配慮義務を怠った教員である」と結論付けている（甲47の2・48頁）

被告高寿会は、「安全配慮義務の不履行に関わるリスクの4段階」と題する文書を作成している。

これは、下記に引用するとおり、学生が精神疾患を発病したり、失踪したりして、最終的には自死に至るリスクがあること、その発生を防止することが教員、ひいては被告高寿会の安全配慮義務の内容であること、特に第一段

階リスクから第二段階リスクへの進行を止めることが必要であることを記載したものである。

従って、本件において原告が主張する被告高寿会の安全配慮義務の内容そのものを被告高寿会自身も自らの義務内容としていることが分かる。被告高寿会は、精神疾患の発生や失踪、自死といった結果を防止するために、問題の発生に至る前の前兆を早期に発見し対策を講じることが被告高寿会が負う安全配慮義務の第一歩であることを正しく把握している。

記

第一段階リスク → 第二段階リスク → 第三段階リスク → 第四段階リスク
前兆の発生 問題の発生 疾患・失踪の発生 自死の発生

リスク防止に関わる教員の意識

- 1) 安全配慮義務の第一歩は前兆の早期発見である
 - 2) 前兆の早期発見ならびに問題の発生防止のためには本学院の基本的コンセプトを遵守することである。
 - 3) 第一段階から第二段階への進行を阻止するためには「問題発生ゼロ対策組織」の全教員が一丸となって英知を絞らなければならない。
 - 4) 第三及び第四段階に進行した場合、法律的に問われる者は安全配慮義務を怠った教員である。
 - 5) その者とは、まず臨床実習を担当した教員である。
- (4) 被告高寿会は実習中のメンタル不全防止のために各種対策をとる必要があること、その具体的内容を認識している
- ア 被告高寿会作成「実習チューターの教育管理12カ条」(甲47の2・21頁)

被告高寿会が作成した、臨床実習中の学生の身体的・精神的健康管理の

ための指針には、下記のとおり記載されている。

記

- 5、教員はスーパーバイザーと学生の相性を把握しておくこと。
- 6、教員はスーパーバイザーとの連絡を綿密にして信頼関係を構築すること。
- 7、教員は学生に潜在的・顕在的能力に合った実習をさせ過剰な負担をかけないように気を配ること。
- 8、教員は実習地を必要に応じて訪問しまたは学生を適切な時期に登校させ問題発生を未然に防ぐ努力をすること。
- 9、教員は学生の問題に対して指導系統図に従い教育的カウンセリングを親身なって実施すること。
- 10、教員は問題のある学生の両親と連携を緊密にして会話および情報交換をして協力体制を確立すること。

イ 被告高寿会作成「臨床総合実習におけるメンタルヘルスケア（心の健康の保持増進のための措置）」（甲47の2・22～24頁）

被告高寿会は、平成26年8月19日付の表記の文書において、臨床総合実習中にストレスが発生すること、その要因としては「実習における人間関係が最も多く、次に、実習内容の質さらには量が続きます。」と記載している。このように、被告高寿会は、実習中にストレスが発生する原因として、実習先での人間関係、実習内容の質、すなわち困難さ、実習内容の量、すなわち課題の多さが学生にとってストレスになることを認識している。

その上で、被告高寿会は、学生、指導教員、保護者によるストレス対策の必要があること、その具体的内容を定めている。

例えば、教員によるケアとして「いつもと違う実習における学生の様子」に注意することや、「メンタルヘルスの問題発生を防止するための対応」

として実習チューターの教育管理12カ条を遵守すること、定期的な電話やメールによる相談対応、定期的な実習地訪問による実習指導者及び学生との面談と相談対応等を定めている。

ウ 被告高寿会作成「平成26年度臨床総合実習における精神的問題発生の予防対策」（甲47の2・29～31頁）

被告高寿会は、表記の文書を作成し、下記のとおり述べている。

被告高寿会は、実習先に対し、学生に対して実習地できつい指導やパワーハラスメント類の指導は避けるよう依頼する必要があること、また、うつやうつ傾向の改善した学生は実習地でスーパーバイザーから強い指導を受けると再度うつやうつ傾向を起こしかねないことを認識し、対策の必要があることを認めている。

記

実習におけるリスクについて

・・・私達は耐性の希薄な学生に対して、「メンタルヘルス」の問題を誘発しないように十分注意を払う努力をしています。しかし、「うつ」や「うつ傾向」が改善した学生が学力の低下と、これに対するスーパーバイザーからの強い指導が加われば、再度「うつ」や「うつ傾向」を起こしかねません。

精神的問題発生の誘因について

精神的問題の発生する場所および時期は主として臨床実習場面にあります。

実習における本学院と学生およびスーパーバイザーとの関わり

スーパーバイザーには学生の能力に合わせた指導をお願いすることが望まれます。実習地におけるきつい指導やパワーハラスメント類の指導は避けるように依頼しなければなりません。また、実習指導における学生のストレス許容範囲は、学院内教員におけるアンケート調査

の結果、最大と最小の中間程度以下が望ましいと考えられます。

エ 被告高寿会作成「臨床実習の「問題発生ゼロ対策」に関わる組織の責務」
(甲47の2・38頁)

被告高寿会は、学生が臨床実習中にメンタル不全を起こしやすいことを把握し、表記の文書において下記のとおり述べている。

記

3. 問題発生の兆候（シグナル）を捉える情報収集の徹底について

これまで、学生の精神的疾患、失踪、自殺などの問題発生は、ほとんどが臨床実習において発生している。また、これらは主として学生とスーパーバイザーの関わりの中に内臓されていると言っても過言ではない。そこで、問題発生を予防するためにはその実習状況を把握し、問題の兆候（シグナル）を捉え、そして、その兆候に対して積極的に対処することが不可欠と言える。その上で、この問題発生の予防に最も役割と責任を果たさなければならないのは実習指導教員であることは間違いがない。即ち、実習指導教員（および学院）は実習に関わる責任者であり、学生のリスクに対する安全配慮義務を履行する重責がある。また、病院や施設に実習を依頼する以上、当然ながら依頼者である実習指導教員（および学院）は学生と同様にスーパーバイザーのリスクにも義務を負わなければならないと考える。従って、実習指導教員は慎重に学生およびスーパーバイザーからの実習状況を把握し、問題発生の予防に懸命の努力を重ねると共に、加えて、学生の保護者であることも認識しておかなければならない。保護者であれば、もし問題が発生すれば、どれほど悲しみ怒るであろう……。実習担当教員は学生が健康であることを第一に考え、問題発生の予防に厳格かつ敏感に役割と責任を果たさなければならない。

オ 被告高寿会作成「医療法人高寿会 近畿リハビリテーション学院 実習

チューターの役割と責任に関わる15カ条の遵守事項」（甲47の2・46頁）

被告高寿会は、実習中の学生のメンタルヘルスのために、実習チューターの役割と責任について、下記のように定めている。

被告高寿会は、学生がスーパーバイザーとの関係で過度なストレスを溜めないよう配慮し、実習先の訪問や日々の連絡を密にすること、スーパーバイザーから叱責や負担の大きな実習などの兆候があれば実習の中止を含めて検討すること、などを自らの安全配慮義務の内容としている。

記

- 3、「臨床実習は学生を医療専門職として養成していくための教育課程であり、決して、スーパーバイザーが精神的苦痛を与えたり合否を云々したりするためものものではない」ことを学生に説明し、余分なストレスを溜めないように配慮すること。
- 4、教員は学生の保護者・支援者であることを自覚し、学生の身体的・精神的な健康ならびに安全管理を基本に、円滑な実習が遂行できるように配慮すること。
- 5、教員は実習前から学生の精神的脆弱状態の有無を確認し、必要に応じて実習中の精神的なサポートに心がけ、問題の前兆が発生しないように努力すること。
- 8、実習期間中、教員は学生と相互に連絡を取り合い、学生の知識・技術・情意・態度に関わる状況を把握し、必要に応じて適切な助言・指導を行い、安心を与えること。
- 9、総合実習期間中、教員は3回程度訪問し学生は2回程度登校することを原則とするが、問題状況によっては教員と学生は1週間に1回程度面談することが望ましく、学生からのSOSを見逃さないようにすること。

- 1 0、教員は、スーパーバイザーとの連絡を密にして信頼関係を構築すると同時に、スーパーバイザーと学生の相性を把握するように努力すること。
- 1 1、教員はスーパーバイザーと連携し、学生の潜在的・顕在的能力に合った実習をさせ、過剰な負担をかけないように気を配ること。
- 1 2、スーパーバイザーにパワーハラ（例えば、叱責による口頭暴力、負荷の厳しい実習など）に類似するような行為があれば、即座に専門医の診察を含め実習の中止を検討すること。
- 1 3、教員は問題のある学生の保護者と連携し、緊密な情報交換を通して問題意識を共有し、協力体制を確立すること。

3 被告高寿会が予見可能性を有していたことは明らかである

上記のとおり、本件における予見の対象は、「精神障害を発症させ得る過重な負荷を伴う実習」であり、「過重な負荷」の具体的内容としては、「長期の慢性疲労、睡眠不足、いわゆるストレス等」である。

被告高寿会は、上記のとおり、特に夜間部の学生が臨床総合実習中に、特にバイザーとの人間関係、次いで実習内容の質、量によるストレスで精神疾患を発症し、失踪や自死に至り得ることを把握し、「学生がストレスを惹起したり蓄積したりすることのないよう」（甲47の2・12頁）にする必要があることを認識していた。

そして、被告高寿会は、それを前提として、学生とバイザーとの相性を把握したり、学生からのSOSに敏感に対応すること、実習地を最低3回は訪問して様子を見るなど、学生のストレスを低減し、ストレスが生じている場合には適宜対応することなどを自らの安全配慮義務の内容としているのである。

前記のとおり、被告高寿会が大阪府に提出した上記文書（甲47の2）は、亡輝民の死亡後に作成されたものが多いが、内容は、亡輝民に限らず近畿リハ

ビリテーション学院における学生の全体的な傾向と実習中の問題の発生（例えば、夜間部の学生の臨床総合実習中に学生がメンタル不全を起こしやすいなど）について記載されており、亡輝民の死亡によって被告高寿会が新たな事実を把握したというものではない。また、被告高寿会は、平成20年9月に夜間部の生徒が臨床総合実習中にバイザーとのトラブルを苦にして自殺したケースがあり、亡輝民の在籍中、被告高寿会の安全配慮義務違反を問う訴訟が係属していた。従って、被告高寿会は、亡輝民が本件実習に行くことが決まったときには、既に予見可能性を有していたことが明らかである。

従って、本件で被告高寿会が安全配慮義務の前提となる予見可能性を有していたことは明らかである。

以上